

# 公益社団法人鳥取県人権文化センター定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県人権文化センターと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、人権問題に関する調査研究、意識啓発、相談等の事業を行い、もって人権意識や人権感覚にあふれた人々で地域が満たされ、人権を尊重する心や態度が日常生活の隅々まで行き渡るような「人権文化」の社会の創造を図ることを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権問題に関する調査研究に関すること。
- (2) 人権意識の向上、啓発に関すること。
- (3) 人権意識の啓発に関する指導者の養成に関すること。
- (4) 人権相談に関すること。
- (5) 人権問題に関する情報収集及び情報提供に関すること。
- (6) 人権問題に関する事業の受託に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、鳥取県において行うものとする。

## 第2章 会 員

### (種 別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとするものは、理事会が定めるところにより、入会の申込みをしなければならない。

- 2 入会は、総会で別に定める基準により、正会員になろうとするものは理事会、賛助会員になろうとするものは会長においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会 費)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員の会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余は管理費用のために充当するものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
  - (2) 除名されたとき。
  - (3) 個人の会員にあっては死亡し又は失踪の宣告を受けたとき及び成年被後見人又は被保佐人になったとき、並びに団体の会員にあっては解散したとき。
  - (4) 2年間分以上会費を滞納したとき。
  - (5) 総正会員の同意があったとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
  - 3 第1項の規定により会員としての資格を喪失した者が、この法人に既に納入している会費は、返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

### 第3章 総 会

#### (構成)

- 第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
  - 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

#### (権 限)

- 第12条 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 役員を選任及び解任
  - (2) 役員報酬等の額
  - (3) 定款の変更
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (5) 入会の基準及び会費の金額
  - (6) 会員の除名
  - (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
  - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第14条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議をすることができない。

#### (種類及び開催)

- 第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は毎年4月又は5月に開催する。
  - 3 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
    - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

#### (招 集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第16条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び当該総会に出席した理事の内から選任された2人の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印するものとする。

## 第4章 役 員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上16名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議により正会員(代表者または代表者が指名した者)の中から選任するものとする。ただし、必要と認められる場合は、総会の決議により、正会員以外の者を選任することができる。

- 2 会長、副会長及び常務理事は理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事の内には、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(理事現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところによりこの法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 5 会長、副会長、常務理事の権限は、理事会が別に定める決裁規程による。
- 6 会長、副会長、常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第20条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第25条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関して必要な事項は、総会の決議により別に定める非常勤役員費用弁償規程による。

## 第5章 理事会

(構成)

第27条 この法人に、理事会を置き、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 前号に定めるもののほかこの法人の業務の執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第23条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第30条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号後段により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、同項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合、その請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと見なす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。  
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、第40条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1項及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、解散することができる。



(公益目的取得財産残額の贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第41条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第8章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第43条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 雑 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は内海敏とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年3月24日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年5月29日から施行する。